

ID: 27

担当部署: 市立大学 総務課 総務係

処分の概要	授業料等及び施設整備費等の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市立大学の授業料等徴収条例 第1条		
例 規 番 号	平成18年条例第84号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、名寄市立大学の授業料等及び施設整備費等の額並びに徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文及び第3条の規定による。</p> <p>(授業料等及び施設整備費等の額)</p> <p>第3条 授業料等及び施設整備費等の額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 15 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日